

議案第 4 2 号

北九州市立学校学校運営協議会規則について  
北九州市立学校学校運営協議会規則を次のように定める。  
令和 3 年 3 月 1 1 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 1 項の学校運営協議会の設置等について、必要な事項を定める必要があるので、この規則案を提出する。

## 北九州市立学校学校運営協議会規則の制定について

### 1 制定理由

学校運営協議会（以下「国協議会」という。）は、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映し、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組みであり、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）が改正され、教育委員会規則を定めるところにより、国協議会を設置することができることとされた。

さらに、地教行法の改正により、平成29年4月から教育委員会に対し、国協議会の設置について努力義務が課されることとなった。

本市では、令和3年1月28日の教育委員会会議において、国協議会の導入について協議し、国協議会を設置することとした。

ついては、北九州市立学校学校運営協議会規則（以下「協議会規則」という。）を制定するもの。

### 2 制定内容

本市で設置する国協議会の委員の任免の方法及び任期、国協議会の議事の手続その他国協議会の運営に関し必要な事項を定めるもの（協議会規則制定文のとおり）。

### 3 規則を新規制定する理由

北九州市小中学校等管理規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号）等のように市立学校の学校種別毎の運営規則を一部改正せず、通則的な規則を新規制定するもの。

※国が示す規則例及び国協議会を設置している他の政令市の規則も新規制定である。

### 4 地教行法第47条の5に規定する学校運営協議会の導入について

別紙「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会制度の導入について」のとおり

### 5 施行期日

令和3年4月1日

※令和3年度からの国協議会の導入に向けて、学校及び委員候補者への説明や調整等を行う必要があることから、公布日については、3月中旬を想定している。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する 学校運営協議会制度の導入について

### 1 導入の経緯

本市においては、「家庭・地域・学校の連携」を重点的な取組に掲げ、「地域とともにある学校づくり」を進めてきた。他方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の5に規定する国協議会については、教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べることができる権限が与えられること等から、その導入については慎重に検討すべき事項として整理し、まずは、国協議会の機能の一部を変更した北九州市型学校運営協議会（以下「市協議会」という。）を、平成31年4月から一部の学校でモデル的に導入し、国協議会制度への移行も視野に検証することとした。

市協議会制度の導入によって、地域と学校が学校運営について熟議することで、同じ方向性に向かって協働することが可能になり、一定の成果はあった。しかしながら、国協議会制度のように学校運営の基本的な方針を承認することや、職員の任用に関する意見を述べる機能はないため、地域住民や保護者等（以下「地域住民等」という。）の参画意識の向上には限界があった。

以上の課題から検討を重ねた結果、市が目標としている、地域と学校とが子どもの教育に関する目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちの教育を支援する「地域とともにある学校づくり」を実現可能にするためには、国協議会として機能を拡充し、地域住民等が、主体的に学校運営に参画できる仕組みの構築が必要であるという結論に至った。

なお、既に11政令市において国協議会制度を導入している（他8政令市については導入に向けて検討中。）。

また、国は第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）の中で、国協議会制度を全国の公立学校において導入することを目指しているほか、本市が毎年度申請している国の補助金である「地域と学校との連携・協働体制構築事業費補助金」の令和2年度補助要件から、「地教行法に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」と明記されており、国による国協議会制度の導入を促進する取組も加速している。

### 2 国協議会制度と市協議会制度との比較

別紙「国協議会制度と市協議会制度（現行制度）との相違点」のとおり

### 3 国協議会制度を導入する上での整理事項

#### （1）本市で導入する国協議会制度における教職員の任用に関する意見の対象範囲について

地教行法第47条の5第7項に規定する学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、意見を申し出ることができるとしている。本市の国協議会制度においては、教職員人事や学校運営への影響を鑑み、特定の個人の採用、任用に関する事項については除外し、当該協議会において承認され

た学校運営の基本的方針を踏まえつつ地域住民等の意見を学校運営に反映し、充実していくために必要な意見を対象とすることとした。

## (2) 会議の公開について

会議の公開については、個人情報に関する内容を含め、学校の運営方針などについて協議する場であるため、情報管理の観点から公開しないこととする。ただし、地域住民等への学校運営についての理解を深め、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるとした。

## (3) 学校評価について

学校教育法(昭和22年法律第26号)及び同法施行規則(昭和22年文部省令第11号)において行わなければならない学校運営の評価の主体は、「学校の児童生徒等の保護者その他の当該学校の関係者」とされているが、国協議会を設置する学校については、国協議会が当該評価を行うとした。

## 4 導入スケジュール

- ・令和3年度は、国協議会のモデル校を設置し、制度や成果について検証を行う。
- ・令和4年度には、全学校で国協議会制度又は市協議会制度を導入することとし、市協議会を設置している学校は、各学校の実情に応じて段階的に国協議会に移行する。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
国協議会		モデル校実施 検証		実施校の拡大 段階的な移行	段階的な移行
市協議会	実施校の拡大		全校実施 (一部国協議会へ)		

## 国協議会制度と市協議会制度（現行制度）との相違点

### 1 主な相違点

「国協議会」の機能は、次の3点である。

- (1) 学校運営の基本方針の承認をすること
- (2) 学校運営に関する意見を述べること
- (3) 教職員の任用に関する意見を述べること

「市協議会」は、

- (1) について、「承認」ではなく、「熟議すること」とし、
- (3) については機能を付加していない。

### 2 その他の相違点

	国協議会	市協議会
目的	学校運営及び学校運営に必要な支援に関して協議する機関として、地域住民等の学校運営への参画や、支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や子ども(幼児・児童・生徒)の健全育成に取り組む。	学校の運営方針や重点事項を地域住民等と一緒に考えることを通して、地域の方々の多様な声を取り入れ、更なる連携・協働を図り、「地域とともにある学校づくりを進める。
位置付け	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	校長が、必要に応じて学校運営に関する地域住民等の意見を聞くための会議体。個人としての意見を求めるもので、一堂に会して意見交換をするが、意思決定の機能は持たない。
法令上の根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	北九州市型コミュニティ・スクール(学校運営協議会)要綱
任免	教育委員会が任命 (委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員)	校長が推薦し、教育委員会が委嘱 (委員の身分は、私人(ボランティア))
報酬	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年4月26日条例第73号)に基づき、別に定める。	なし

北九州市立学校学校運営協議会規則をここに公布する。

令和3年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立学校学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、必要があると認めるときは、北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長（園長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(組織等)

第3条 協議会は、委員9人（前条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の協議会を置く場合にあつては、17人）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、教育委員会に対し、委員にふさわしい者を推薦することができる。

4 委員の任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると

認めるときは、当該委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 対象学校の校長は、委員が第6項に規定するとき該当すると認めるとき、又は委員若しくは委員であった者に前項の規定に違反する行為を行った疑いがあると認めるときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、対象学校の職員その他の協議会が必要と認める者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校経営計画

(2) 教育課程の編成

(3) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人の任用に関する事項を除く。）のうち、基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

（学校運営に関する評価）

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

（地域の住民等への情報提供）

第9条 協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

（適正な運営を確保するための措置等）

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるようにするため、協議会に必要な情報を提供するように努めなければならない。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。